

人とくるまのテクノロジー展 2024 横浜 岡山県ブース 共同出展規約

「人とくるまのテクノロジー展 2024 横浜」岡山県ブース(以下「本展示会」という。)へ共同出展する企業(以下「共同出展者」という。)は、公益財団法人岡山県産業振興財団(以下、「財団」という。)が定める人とくるまのテクノロジー展 2024 横浜 岡山県ブース共同出展規約(以下「本規約」という。)の条件に従って出展を行うものとする。

第1条 共同出展申込み方法

- 共同出展申込者は、「人とくるまのテクノロジー展 2024 横浜 岡山県ブース共同出展申込書」(以下、「共同出展申込書」という。)に必要事項を入力、財団に郵送・メール・FAX(PDF 可)のいずれかの方法にて申込を行うこととする。
- 財団が、「共同出展申込書」を受領し、記載事項を確認の上、支障がないと判断した日に「共同出展申込み」が成立する。
- 共同出展申込みの最終期限は、「共同出展申込書」に記載の通りとする。

第2条 共同出展料の請求と支払

- 第1条に基づき「共同出展申込み」が成立した場合、共同出展者は、財団が発行する請求書で共同出展料を支払うものとする。振込手数料等、送金に要する費用は全額、共同出展者の負担とする。なお、共同出展料は、原則、「共同出展申込書」に記載の通りとする。但し、小間数の増減等に伴いその限りではない。
- 共同出展者により支払が行われた場合、その入金を確認をもって「共同出展確定」とする。
- 共同出展者が上記1項の通り支払を行わない場合、財団は、当該「共同出展申込み」が取消されたものとみなすことができる。

第3条 共同出展確定後の解約

- 「共同出展確定」後は、共同出展者の希望による共同出展の解約は原則として認められないものとする。
- 「共同出展確定」後、天災やその他の不足の事態によって、やむを得ず小間の一部もしくは全てを解約する場合、共同出展料の100%を解約料として徴収する。共同出展者が既に財団に対して共同出展料の全部または一部の支払を行っている場合には、解約料は当該支払済みの共同出展料から充当されるものとする。

第4条 小間位置の決定

展示会事務局(以下「主催者」という。)による、岡山県ブースの小間位置決定後に、各共同出展者の小間位置を財団主催の出展者説明会により決定する。なお、主催者または財団の都合等によって小間位置の変更依頼を行う場合は、別途連絡を行うものとする。

第5条 出展物等の設置・小間装飾及び撤去

財団は本展示会を記録するために、会期中に会場内、共同出展者小間等の撮影を行うが、撮影映像の権利は財団が有するものとする。

- 出展物等の会場への搬入と設置は、別途財団が指定する期間に行うものとする。
- 小間装飾は、財団の指定する装飾業者とのルールに準じて行うものとする。

- 共同出展者は、ブースの維持管理および来訪者対応のために、展示期間中、常駐することとする。ただし、やむを得ない場合は、財団との協議の上決定することとする。
- 共同出展者は、会期中は 財団の承認なしに出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできない。
- 小間内の出展物及び装飾物等は、財団より通知される期間に、搬出を完了すること。その時までに搬出されないものは財団により撤去されるものとする。

第6条 解除

- 共同出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、財団は、何らの通知・催告なしに、また共同出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに共同出展を解除できるものとする。
 - 所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納処分等を受けたとき。ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く。
 - 支払停止があったとき、支払不能に陥ったとき。
 - 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。
 - 共同出展者または展示を予定している展示物が、本展示会の開催目的や出展対象に不適当であると財団が判断した場合、その他共同出展者の社会的信用に関わる民事上、刑事上または行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪行為その他が行われたあるいはその恐れがあると認められることから、共同出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと財団が判断したとき
 - 前各号の場合のほか、共同出展者が本規約の全部または一部、もしくは本条に基づき財団が共同出展を解除した場合、財団は、第3条の定めによる解約料及びその他の損害の賠償を、共同出展者に請求することを妨げられないものとする。

第7条 岡山県ブースの運営・免責

財団は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができる。また、本規約に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができる。天災やその他の不足の事態によって、本展示会の共同出展が困難あるいは不可能と財団がやむを得ず判断した場合、共同出展を中止する場合がある。その場合、共同出展料から共同出展に要する必要経費を差し引いた額を返金する。

第8条 主催者判断による展示会の延期または中止

天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、本展示会の延期・中止の決定連絡については、主催者から財団へ連絡が入り次第、共同出展者に通知する。主催者の判断で、本展示会が開催中止になった場合については、共同出展料から必要経費を差し引いた額を共同出展者に返金する場合がある。